

六戸町スマート農業支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の基幹産業である農業の中心的担い手農業者等の経営を下支えするため、町が農業者の AI、ICT、IOT 等の最新技術を活用したスマート農業機械導入の一部を補助することにより、農作業の省力化・効率化を図ることにより、持続可能な農業体系を構築することを目的として、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付について、六戸町補助金等の交付に関する規則（昭和52年六戸町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、町内の農業者及び農業者の組織する団体（農業法人を含む）等（以下「農業者」という。）で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 六戸町に住所を有する者
- (2) 認定農業者（農地所有適格法人を含む。）又は見込のある者、若しくは認定新規就農者又は見込みがある者であること。
- (3) 町税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、スマート農業機械等の導入に直接要する費用（消費税及び地方消費税を含まない額）であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、中古の農業機械等又は農業経営以外への汎用性の高いものは対象外とする。

- (1) 農産物の生産、加工及びその他農業経営に必要な農業機械等であること。
- (2) 農業機械等の規格が補助対象者の経営規模、若しくは拡大予定規模に見合うものであること。
- (3) 国、県及びその他の補助事業の対象経費でないこと。
- (4) 既存の減価償却資産耐用年数未満の農業機械等の代替として、同種、同規模又は同能力のものを再度導入（いわゆる更新と見込まれる場合）するものでないこと。

(スマート農業機械等)

第4条 スマート農業機械等は、自動操舵システム、ドローン、ロボットトラクタ及びレーザーレベラーのほか農林水産省が公表しているスマート農業技術カタログに記載のある技術を用いている農業機械であること。又は、この交付要綱の趣旨に沿い町長が認める農業機械であることとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の1以内とする。ただし、上限額は50万円とする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添え、事業に着手する前までに町長に申請しなければならない。

2 前項に規定する補助金の申請は、農業者につき1回とし、農業機械等1件までとする。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該決定通知を受けた後において、当該事業計画を変更しようとするときは、事業計画変更承認申請書(様式第3号)に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請のあったときは、審査のうえ、適当と認められるものについて、事業計画変更承認通知書(様式第4号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、完了した日から30日以内に補助金事業実績報告書兼請求書(様式第5号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 農業者が、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(確定通知の特例)

第 11 条 確定通知は、第 7 条及び第 8 条第 2 項の通知をもって当該確定通知のあったものとみなす。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 12 条 町長は、農業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部の取消し、また交付後にあっては返還を求めることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他虚偽の申請等により町長が不相当と認めたとき。

(財産処分の制限)

第 13 条 補助事業者は、事業により導入した農業機械について、当該農業機械の処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳（様式第 7 号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(利用状況報告)

第 14 条 補助事業者は、事業完了翌年度から 5 年間、毎年度末までにスマート農業支援事業利用状況報告書（様式第 8 号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、交付の日から施行し、令和 7 年 5 月 1 日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限りで、その効力を失う。